

「動物取扱業の適正化」におけるこれまでの主な意見（追記版）

(網掛：第10回小委員会の「資料1」について、第10回及び第11回小委員会における主な意見を追記したもの。第12回小委員会の主な意見については未反映。)

I. 「動物愛護管理法」全体として関係する主な意見

- ア) この法律における「動物」の定義をはっきりさせるべき（現在は「命あるもの」としているが、死体までフォローするのであれば、誕生から死に至るまでをカバーする一貫性が必要。また、昆虫等を含むのか含まないのか。）。動物の種類についてでは脊椎動物までとするのが妥当と考えられる。
- イ) この法律に「福祉」の概念をもう少し加えるべき（「愛護」という前に福祉の確保があつてはじめて人と動物がともに幸せに暮らせるものと考えられる。）。また、法律の名称を「動物福祉法」にしたほうがよい。基本原則の中に動物福祉の国際原則である「5つの自由」を入れるべき。
- ウ) 規制を強化する場合、その規制を支えるだけの人員体制、予算、官を支える動物愛護推進員等の実働体制、運用体制を考慮する必要がある。
- エ) 人材育成と議論の場づくりが必要（仮に制度改正された場合、業者、多頭飼育者、虐待等をどう取り締まるかについて、改めて普及啓発や計画策定における議論の場づくりの充実化、国民的な議論の場を増やしていくことが必要。）。
- オ) 法の見直しに当たっては、施行状況を十分に踏まえながら行う必要がある（施行上うまくいっていない部分はどこか、そしてそれは行政側のマンパワー不足等の執行体制が問題か、条文の書きぶりが悪くてうまく適用できないという問題か等。また高い理想はあってもあまり高い階段をつけると登れなくなってしまい法律の権威を失うおそれもある。）。
- カ) 深夜販売、移動販売、インターネット販売等の規制にあたっては、憲法に保障されている様々な活動の自由を侵すような決まりは、法律では基本的にはできないと考える。
- キ) 不適正な飼養を何度も繰り返す人については「飼育禁止」の適用がなされるといい。
- ク) 基本指針には「調査研究の推進」という項目もあるので、科学的根拠の少なさというところは、今後、予算も含め具体的に形のある政策なりをつくっていただけたらいいのではないかと考える。
- ケ) 自治体の監視体制に配慮する必要があることから、現在の登録制だけではなく、届出制というより緩やかなカテゴリーを設けることがよいと考える（実態把握や法律の周知徹底を図る、普及啓発を図るという意味で可能なツールであると考える。）。

コ) 法の目的の中に「生物多様性の保全」を入れることも必要と考える。

サ) 「生物多様性の保全」は、この動物愛護部会ではなく野生生物部会で議論すべき内容とも考えられる。

シ) 将来的に、動物に関連する法律の大きな枠組みを構築していくことも必要。

ス) 動物取扱業の定義を明確化してもらいたい。例えば、一般の方が自分の後継の犬や猫を繁殖したいと思っても、今の法律では動物取扱業として登録を受けなければいけないが、お隣にあげる、親戚にあげる、自分の家に残す、(犬は多胎動物なので)それ以外の犬はどうしてもどこかに引き取ってもらわなければいけないが、ペット業者に買っていただく場合も業登録していないと販売できないことになっている。例えば1年間で3体未満(3腹未満)、2体未満(2腹未満)しか繁殖しないものは除く、という定義、除外規定を作ってもらいたい。

II. 「動物取扱業の適正化」について

1. 深夜販売（深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討）

販売時間（展示時間や休息時間等の具体的数値規制の検討）

（1）主な論点

- ① 現在は、深夜の販売規制はないが、規制の必要性はあるか。なお、動物の飼養管理の方法として、細目（告示）において「必要に応じて運動の時間を設ける」や「必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設ける」としている。
- ② 深夜販売について、深夜の販売の規制とするのか、若しくは深夜の生体展示の規制とするのか。
- ③ 規制の対象動物は、ペット全体とするのか、犬猫とするのか。またその理由。
- ④ 具体的数値：夜何時までが適当か。朝は何時からか。1日の総展示時間や展示中の休息時間等は必要か（成熟個体・幼齢個体別か）。
- ⑤ 法律で規制するのか、施行規則や細目等で規制するのか、若しくはガイドラインとするのか。
- ⑥ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

（2）深夜販売・販売時間に係る主な問題点等

- ・ 生体へのストレス等の健康影響に配慮が必要。

（3）ヒアリング等における主な意見

① 動物愛護団体等

- ・ 深夜販売は禁止（夜8時以降の生体展示は禁止等）。
- ・ 販売時間は、成熟個体は1日8時間までで、途中に休息時間を設ける等。幼齢個体はさらに配慮必要。

② 業界団体等

<禁止に肯定的な意見>

- ・ 深夜販売は禁止（夜8時以降の生体展示は禁止等）。

<禁止に否定的な意見>

- ・ 深夜販売は、業界より夜8時以降の販売を行わないとする指導等が行われていることから、当面はこの自主規制に任せるべき。
- ・ 深夜販売は、店舗販売に比べて犬猫生体にとって悪い影響がでるという認識はない。

(4) 小委員会における主な意見

① 深夜の販売規制の必要性について

- ア) 「命あるもの」を夜中に販売することは望まない、禁止にすべき。
- イ) 深夜販売の規制は必要。便利さだけを求めるのではなく、時間を作り、日の明るいうちにお店なりブリーダーのところなりに行っていただくのが正しいあり方（これから長い年月家族として寿命が尽きる時まで一緒に暮らそうという生き物を迎えるに当たり、なぜ購入するのが深夜である必要があるのか。）。
- ウ) ヒアリングからは、深夜販売における動物の死亡率が高いのではないかとも考えられ、因果関係が調査ではつきり出たとは限らないにせよやはり禁止すべきと考える。
- エ) 深夜販売の規制に関する科学的知見（成長ホルモン、ストレス等）はまだ少ない。
- オ) 科学的知見以外のファクターも考慮する必要がある。購入する側の心の準備ができていない状態（お酒を飲んだ帰り、周りの華やいだ雰囲気等）でなんとなくぱっと買ってしまうという部分も重視した方がいい。
- カ) 完全に科学的に解明されないと法律で規定できないというものではないと考える（動物はよく寝る、幼齢の動物はもっと寝る、というような一般的な常識を妨げるような販売はいかがなものか、という考え方。）。
- キ) 業界側も「法律が決まったら、その旨、気をつけて法律に合わせて対処していく」と言っており、準備なり努力なりはできていると思われる所以、規制をかけてもいいと考える。
- ク) 実際、深夜まで販売している店舗は特殊な地域のみであり、そんなに多くは

ないので、そういう意味では規制してもよいと考える。

ケ) 業界団体としては、動物の負担も考えて深夜営業は禁止すべきと考えている。

時間的には夜8時くらい以降は禁止してほしい。

コ) 深夜販売自体は反対だが、なぜ夜8時なのか、9時ではいけないのか、また、

動物の範囲も極めて多種多様なものがある中で、情緒的に「夜8時」などと決めるることは疑念がある。

② 深夜の販売規制か生体展示規制かについて

ア) 「販売」の規制について、「生体展示」の規制ということが議論の中心と考えるが、「命をないがしろにしているようなイメージ」というのは、業界として困る」ということに鑑みると、例えば夜中に動物を売っていること自体でもイメージが下がるという議論が行われる可能性もあり、その場合は生体の「展示・販売」の規制となる。

③ 規制の対象動物について（犬猫か、動物全体か、等。）

ア) 規制の対象動物は犬と猫（理想は全ての動物であるが、まず犬猫に絞った方が実効性あると考える。）。

イ) 犬猫に限定せず、哺乳類くらいまで入れてもいいと考える（ウサギやハムスターだったら深夜に気楽な気持ちで買って帰っていいというようなものでは決してない。）。

ウ) 動物全体（現時点で法の動物取扱業の対象は爬虫類までなので、この場合現時点では爬虫類までを指す。）と考える。

エ) 必ずしも科学的なデータに基づかなくてもそれなりの合理性があれば、変える必要があると考えるが、爬虫類以上の動物となるとほとんどの動物はデータがない（夜行性の動物もいる。）。

オ) なるべくなら科学主義的に考える方がいいと考えるので、今の時点では暫定的に犬猫からスタートするというのも法律の趣旨からすると穩当と考える。

カ) 夜行性等、動物種ごとにその扱いが異なるので、動物種ごとに別途ガイドライン等で細かく規定する仕組みも必要と考える。

キ) 参考として、ペットフード安全法では「犬猫」に限定している（犬猫は飼っている世帯数が圧倒的に多い、ある程度健康被害のデータ実績がある、等の理由により、当面は犬と猫に限定している。）。

ク) 深夜販売されている動物は犬猫以外にもエキゾチックアニマルが非常に多く、また猿類も売られている。猿類は、明らかに夜は眠っている動物であるので、猿、犬猫だけに限定せず全ての動物にすべき。

コ) 夜行性の動物も、明るいところではなく夜暗いところで動いているわけであるので、夜行性の動物も含めて規制の対象とすべき。

④ 規制の具体的数値について（夜何時まで、朝何時から、1日の総展示時間、展示中の休息時間、成熟個体・幼齢個体別か、等。）

ア) 夜7時から翌朝9時までは販売すべきではない（店舗自体を閉めるということではなく、あくまでも生体の展示・販売。例えばペットフード等は販売してもよい。）。

イ) 夜は8時まで。普通の営業時間内に行くというのが普通の感覚であると考える。

ウ) 犬猫が長時間睡眠を要することを鑑みると（1日16時間寝ていると考えると）、総販売時間は6時間なり、あるいは幼齢動物であればもう少し短かったりということが根拠でよいと考える。

エ) 動物園は動物のストレスを考え1日8時間展示を守っている。販売時間は決して一定時間を超えてはいけない。また、人でも休息時間を入れることが今でも定められているので、動物の展示時間も休息時間が必要。

オ) 深夜販売自体は反対だが、なぜ夜8時なのか、9時ではいけないのか、また、動物の範囲も極めて多種多様なものがある中で、情緒的に「夜8時」などと決めるることは疑念がある。（再掲）

カ) 社会通念上、例えばこの位の時間というのが、夜7時、夜8時ということで、ある程度、委員の間で、また世論も含めて合意が得られるのであれば、100%科学的に根拠がないからといって、販売時間を規制できないということはないと考える。

⑤ 法律上の規制の位置付けについて（法律か、施行規則や細目等での規制か、等。）

ア) 販売時間の制限をする場合、国民がよりわかりやすいように法の中に独立の罰則規定を設けるくらいでないと、なかなか取り締まれないのではないかと考える。監視をする自治体の方々が適用できる規定を設けることが必要。

イ) 営業停止が業者にとって一番効果があると思われる。政令、細目等を守らないと営業停止措置に至るという規制をより明確にすれば、非常に効果があると考える。

ウ) 省令で規制する場合には、法が省令に委任している範囲を考慮する必要がある（法律からの授権関係。委任されている内容であれば省令で書けるが、委任されていない内容であれば法改正が必要。この場合、法は「その取り扱う動物の管理の方法等」に関し環境省令に委任している（法第21条第1項）。）。

エ) 仮に「夜8時まで」などの具体的規制を政令・省令レベルで行い罰則を設けるというのは、なかなか訴訟上も難しい部分があるのでないかとも考えられる。仮に法技術的に、法律の条文、若しくは政令・省令に直接入れて非常に強力に規制していくことができないなら、「深夜営業は動物にとって好ましくな

い」というメッセージを非常に明示的にやって、絶対にそれを根絶していくと
いうような世論を喚起するということが必要と考える。

オ) 現在の施行規則の中に、業の形態についての条文が無いので、例えば業の形態として、深夜営業、長時間営業、移動販売等は動物に与えるストレスやダメージが大きいので避けるように、ということを施行規則に明記して、さらにその具体的な数値を告示の中に入れるべきと考える（例えば展示時間は8時間、休息時間を2時間入れる、等。）。

カ) 営業時間等に関する規制を行う場合、憲法上、営業の自由というものがありそれを規制していくことになるので、その理由はしっかりと考えていいかないと
いふないと考える。動物自身が苦しんでいるからそれを対立利益として規制していくのは、今の憲法上は難しいという気がする。それよりも、国民の動物に対する愛護感情というものが侵害されているからそれを規制していくんだという、
国民の動物に対する愛護感情を利益として規制していくという前提として、ど
こまで規制が許されるのか、というのを考える必要がある。

キ) 深夜販売も、移動販売も、インターネット販売も、こういったものは全部買
う方が買いやすくなる、便利になるというメリットでは共通しているかもしれないが、そこで失われている法益、営益の大きさ、深刻さ、重大さというものをしっかりできれば、基本的には共通の論理で規制することはできるかもしれない（だまされることが多いじゃないかという一種の消費者保護的な話なのか、
もっと進んで、取引される動物という命あるものの問題、尊厳を考えるという観点なのか、にかかってくると考える。動物の福祉の確保ということを根拠にすることもあり得ると考えるが、動物の福祉という概念自体に違和感を感じる方もおられるかもしれない）。深夜販売に関しては、やはり政令事項ではなく法律に書いておくべきと考える。移動販売なども基本原則はなるべく法律に書くのが基本と考える。

ク) 絶対的な禁止（未成年の喫煙、禁酒等）と相対的な禁止（無免許運転は絶対的な禁止だが、運転の技能があり法令知識があればこの車種なら禁止を解除するという免許制度等）があり、原則は禁止だかこれこれの条件が満たされれば例外的に許可する、それをしっかり監督する、もし違反があったら直ちに取り消すという仕組みも十分あり得るだろうと考える。

2. 移動販売（特定の店舗を持たない販売形態規制の検討）

（1）主な論点

- ① 規制の必要性はあるか。
- ② 何を規制するか。
 - ・ 固定店舗でないと生体販売は不可とするのか。また、それはできるのか。

- ・ 拠点となる固定店舗を持っていなくてもよいか。
 - ・ トレーサビリティーとアフターフォローをどのように確保し、どのように規制するのか。
 - ・ 輸送や保管の方法は現行法令以上に規制強化する必要があるか。またその場合、移動販売だけを規制強化することはできるのか。
 - ・ 感染症対策をどのように担保するか。
- ③ 規制の対象動物は、ペット全体とするのか、犬猫とするのか。またその理由。
- ④ 法律で規制するのか、施行規則や細目等で規制するのか、若しくはガイドラインとするのか。
- ⑤ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

(2) 移動販売に係る主な問題点等

- ① 施行規則第8条第4号に規定する、顧客に対する当該動物の特性等の十分な説明がなされていないおそれが想定される。
- ② 輸送及び展示により動物が狭いケージ内に長時間置かれるおそれもあり、生体に対して望ましくない場合が想定される。
- ③ 特定の店舗を持たないため、購入者に対するアフターフォローが困難な場合が想定される。

(3) ヒアリング等における主な意見

- ① 動物愛護団体等
 - ・ 移動販売は禁止すべき。
- ② 業界団体等
 <禁止に肯定的な意見>
 - ・ 犬猫の生体の移動販売は、現行の動物愛護管理法にそぐわない販売方法であり、命ある動物を販売する者としての責務を十分に果たしうる環境ではないため、禁止すべき。
 <禁止に否定的な意見>
 - ・ 犬猫の生体の移動販売は、店舗販売に比べて犬猫生体にとって悪い影響ができるという認識はない。

(4) 小委員会における主な意見

① 規制の必要性について

- ア) 移動販売は厳しく規制するか、若しくは禁止する必要がある（移動や騒音等の動物へのストレス、給餌・給水が困難、病気になっているのに手当されない、子犬が疲れる、空調設備が不十分、さまざまな日常的なケアが困難、移動販売

先の地域の感染症蔓延のおそれがある等、動物の健康と安全に支障がでているという実態がある。また、前日になって施設を設営、土日等に開催するため行政の立入調査等の監視が困難といった物理的問題もある。移動販売のイベント終了間際に、販売してしまいたい業者側の思惑により、安易に購入してしまう消費者もいると考えられる。売れ残り動物を販売する場にもなってしまっている、等。)。

② 規制の内容について (固定店舗以外は生体販売不可とするのか、またそれはできるのか。トレーサビリティーやアフターフォローをどのように確保し、どのように規制するのか。輸送や保管の方法の強化が必要か、また移動販売だけを規制強化することはできるのか。感染症対策の担保、等。)

- ア) 移動販売という販売方式そのものの禁止については、憲法で保障されている営業の自由に抵触するおそれもあり、禁止の規制は困難と考えられる。
- イ) 食品衛生法でも車での移動販売というのがあり、それは車の中にきちっとした基準どおりのものができており、衛生が担保できるから許可できる仕組みである。移動販売でも基準をきちんとクリアできて対応できれば、それをダメとするのは非常に難しいと考える。また、行政は土日であれ確認してから登録するので、その観点では禁止にする理由にはならないと考える。
- ウ) 基準がきちんと守られる仕組みがあれば規制できないと考えるが、感染症対策、トレーサビリティー等が物理的にできないからこそ禁止にすべき（仮に基準が守れたら移動販売は可能と考える。）。
- エ) 移動販売の禁止は困難としても、固定的な店舗ではないから、トレーサビリティー、アフターケア、感染症の問題等が担保できることが必要。
- オ) 移動販売では、保管や輸送の際にプラスチックやダンボール等が使われることもある（音響などを動物がもろに受けてしまう。）ので、そのあたりの規定を移動販売に限らず「細目」で具体的に記載するのがいいと考える。
- カ) 移動販売を禁止ではなく基準の遵守に観点を置く場合、自治体の監視体制にも配慮が必要と考える。
- キ) 細目の中に、例えば固定店舗と同様の説明責任があるとか、行政が必ず立入検査をしなければ開業できないとか、感染症が発生した場合には業者が損害賠償責任を持つとか、トレーサビリティーやアフターケアの補償契約をするなど、様々なことをきちんと定めていけば、おそらく移動販売のメリットがなくなつて衰退していくのではないかと考えられるので、細目の中にきちんとこの形態について定義していくことが必要と考える。

③ 規制の対象動物について (犬猫か、動物全体か、等。)
(これまでのところ議論なし)

④ 法律上の規制の位置付けについて（法律か、施行規則や細目等での規制か、等。）

ア) 移動販売では、保管や輸送の際にプラスチックやダンボール等が使われるこ
ともある（音響などを動物がもろに受けてしまう。）ので、そのあたりの規定を
移動販売に限らず「細目」で具体的に記載するのがいいと考える。（再掲）

イ) 深夜販売も、移動販売も、インターネット販売も、こういったものは全部買
う方が買いやすくなる、便利になるというメリットでは共通しているかもしれない
が、そこで失われている法益、営益の大きさ、深刻さ、重大さというもの
をしっかりとできれば、基本的には共通の論理で規制することはできるかもしれない
（だまされることが多いじゃないかという一種の消費者保護的な話なのか、
もっと進んで、取引される動物という命あるものの問題、尊厳を考えるという
観点なのか、にかかってくると考える。動物の福祉の確保ということを根拠に
することもあり得ると考えるが、動物の福祉という概念自体に違和感を感じる
方もおられるかもしれない。）。深夜販売に関しては、やはり政令事項ではなく
法律に書いておくべきと考える。移動販売なども基本原則はなるべく法律に書
くのが基本と考える。（再掲）

ウ) 絶対的な禁止（未成年の喫煙、禁酒等）と相対的な禁止（無免許運転は絶対
的な禁止だが、運転の技能があり法令知識があればこの車種なら禁止を解除す
るという免許制度等）があり、原則は禁止だかこれこれの条件が満たされれば
例外的に許可する、それをしっかり監督する、もし違反があったら直ちに取り
消すという仕組みも十分あり得るだろうと考える。（再掲）

3. インターネット販売（対面販売を行わない販売形態規制の検討）

(1) 主な論点

- ① 規制の必要性はあるか。
- ② 何を規制するか。
 - ・ インターネットを利用した生体販売を禁止するのか。また、それはできる
のか。
 - ・ 対面での説明を義務化するのか。また、義務化した場合、説明する際の場
所は店舗のみとするのか。
 - ・ 生体そのものを、直接、目視で一度も確認しなくてもインターネット配信
情報だけで購入してよいか。
 - ・ 輸送や保管の方法は現行法令以上に規制強化する必要があるか。またその
場合、インターネット販売だけを規制強化することはできるのか。
- ③ 規制の対象動物は、ペット全体とするのか、犬猫とするのか。またその理由。
- ④ 法律で規制するのか、施行規則や細目等で規制するのか、若しくはガイドラ

インとするのか。

- ⑤ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

(2) インターネット販売に係る主な問題点等

- ① 施行規則第8条第4号に規定する、顧客に対する当該動物の特性等の十分な説明がなされていないおそれが想定される。
- ② 購入希望者が生体を目視確認することなく画面上で安易に購入するおそれが想定される。

(3) ヒアリング等における主な意見

- ① 動物愛護団体等

- ・ インターネット販売は禁止すべき。

- ② 業界団体等

<禁止に肯定的な意見>

- ・ 犬猫の生体のインターネット販売は、現行の動物愛護管理法にそぐわない販売方法であり、命ある動物を販売する者としての責務を十分に果たしうる環境ではないため、禁止すべき。

<禁止に否定的な意見>

- ・ 犬猫の生体のインターネット販売は、店舗販売に比べて犬猫生体にとって悪い影響がでるという認識はない。むしろ店頭に生体を展示する必要がないので生体にとってはよりやさしい販売方法といえる。

(4) 小委員会における主な意見

① 規制の必要性について

- ア) インターネット販売は、苦情などの問題も多く規制が必要。

② 規制の内容について (インターネットを利用した生体販売不可とするのか、またそれはできるのか。対面での説明を義務化か、またその場合は説明する際の場所は店舗のみとするのか。生体そのものを一度も目視確認しなくても購入してよいか。輸送や保管の方法の強化が必要か、またインターネット販売だけを規制強化することはできるのか、等。)

ア) インターネット販売そのものを禁止規制とするのは難しいと考える（憲法上の関係等。）。

イ) 輸送手段の規制も難しいと考える。

ウ) インターネット販売は、現物確認をしてから販売するのであれば問題ないと考える（ネット販売の一番の問題は、販売者も飼い主も現物確認しないという

ことと考へる。)。現物を確認しない取引は禁止にしてほしい。

エ) 必ず対面販売・対面説明をするという規定が必要。

オ) 自治体側の規制取締の実行可能性についても検討必要。

カ) 規制をした場合の取締の実行可能性については、対面をしてサインをしなければ契約は成立しないという形にすれば大丈夫ではないかと考える。

キ) 対面販売を義務付けてそれに違反してネット販売した場合には、それなりの罰則規定を設けないと、日本の場合、罰則規定がないとなかなか物事が浸透しないように思うので、罰則規定を是非設けていただきたい。

③ 規制の対象動物について (犬猫か、動物全体か、等。)

(これまでのところ議論なし)

④ 法律上の規制の位置付けについて (法律か、施行規則や細目等での規制か、等。)

ア) インターネット販売における対面説明の義務化を法律レベルで規定することが難しいにしても、公的な文書の形で示していくことが必要。

イ) 深夜販売も、移動販売も、インターネット販売も、こういったものは全部買う方が買いやすくなる、便利になるというメリットでは共通しているかもしれないが、そこで失われている法益、営益の大きさ、深刻さ、重大さというものをしっかりとできれば、基本的には共通の論理で規制することはできるかもしれない(だまされることが多いじゃないかという一種の消費者保護的な話なのか、もっと進んで、取引される動物という命あるものの問題、尊厳を考えるという観点なのか、にかかってくると考える。動物の福祉の確保ということを根拠にすることもあり得ると考えるが、動物の福祉という概念自体に違和感を感じる方もおられるかもしれない)。深夜販売に関しては、やはり政令事項ではなく法律に書いておくべきと考える。移動販売なども基本原則はなるべく法律に書くのが基本と考える。(再掲)

ウ) 絶対的な禁止(未成年の喫煙、禁酒等)と相対的な禁止(無免許運転は絶対的な禁止だが、運転の技能があり法令知識があればこの車種なら禁止を解除するという免許制度等)があり、原則は禁止だかこれこれの条件が満たされれば例外的に許可する、それをしっかり監督する、もし違反があったら直ちに取り消すという仕組みも十分あり得るだろうと考える。(再掲)

4. オークション市場(動物取扱業に含める必要性等の検討)

(1) 主な論点

① 規制の必要性はあるか。

- ・ オークション市場そのものは、現在、法の規制対象とはしていないが、こ

れを規制対象とするのか。

- ・ インターネットオークションの市場の管理者は、現在、法の規制対象とはしていないが、これを規制対象とするのか。
- ② 何を規制するか。
- ・ オークション市場（インターネットオークションの市場も含む）そのものを禁止にするのか。また、それはできるのか。
 - ・ トレーサビリティーをどのように確保し、どのように規制するのか。
 - ・ 感染症対策をどのように担保するか。
- ③ 規制の対象動物は、ペット全体とするのか、犬猫とするのか。またその理由。
- ④ 法律で規制するのか、施行規則や細目等で規制するのか、若しくはガイドラインとするのか。
- ⑤ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

（2）オークション市場に係る主な問題点等

- ① トレーサビリティーの確保が困難な場合が想定される。
- ② 感染症対策に特段の注意が必要と考えられる。
- ③ 病気の動物の売買が成立し、後の店頭販売等においてその旨を購入希望者に十分な説明がなされないまま販売されるおそれが想定される。

（3）ヒアリング等における主な意見

- ① 動物愛護団体等
 - ・ オークション市場は禁止すべき（又は、オークション市場は動物取扱業に含めて監視すべき。）。
- ② 業界団体等
 - ・ オークション市場（インターネットオークションの市場も含む）は動物取扱業に含めて監視すべき。

（4）小委員会における主な意見

- ① 規制の必要性について（オークション市場及びインターネットオークションの市場の管理者を動物取扱業の規制対象とするのか。）
- ア) 現在、法の規制対象となっていないことは問題であり、動物取扱業として法律の体系の中に入れて、基準をつくり、監視する仕組みをつくることが必要。
- イ) オークション市場はあっていいが、それを徹底して公開にする、監視する、
という仕組みが必要（馬や牛などの動物の競りに比べて、犬猫の競りはブラックボックスの感がある。）。
- ウ) オークション市場は、法律の規制のもとに監視すべきと考える。ブラックボ

ックスと言われる部分、これはむしろ表に出したほうがいいので、より自主規制をきちっとやらせるべきと考える。

② 規制の内容について (オークション市場及びインターネットオークションの市場そのものを禁止にするのか、またそれはできるのか。トレーサビリティーをどのように確保し、どのように規制するのか。感染症対策の担保、等。)

ア) オークション（特にインターネットオークション）に参加するブリーダーが果たして登録業者であるかどうか確認が困難であり、この確認ができる仕組み（合法性を確認する仕組み）をつくることが必要（インターネットオークションでは野生動物の売買が盛んに行われており素人のような人たちも売っているが、広告に動物取扱業の表示を確認できない。）

イ) トレーサビリティーについて、ブリーダーが自分の繁殖した犬に対して責任を持つという点で、繁殖業者名を公表することは今後可能と考える（現在のオークション市場の伝票には繁殖者名という項目がある。）。

ウ) インターネットオークションがすべて悪いとは思わないが、あり得ない値段を許容しないという規制ができないか（子犬を生産・世話をする経費はそんな安い値段ではあり得ないというところがあり、ただ安いというだけで飛びついてしまう人もいる。）。

エ) 自治体側の規制取締の実行可能性についても検討必要。

オ) オークション市場という業態を動物取扱業の中に入れるとともに、取引の登録業者の名簿を公開する、産地を公開する、感染症や遺伝性疾患等の対策ができる等の透明性を確保していくことが必要（例えば遺伝的な異常は必ずしも子犬のときに出るわけではなく、ある時期、成長した後にでてくる場合もある。）。

カ) トレーサビリティーとの関連については、このオークション市場をどれだけきちんと運営を監視するにしても、この犬は最終的にどのブリーダーの子犬であるかということがわかるかどうかという点に関しては、このオークション市場を通るかどうかという問題とは別の問題ではないかと感じる（マイクロチップを法律で義務化するといった問題ではないかと考える。）。

キ) 動物取扱業全体としてトレーサビリティーの確保はもちろん必要と考えるが、この現状のオークション市場の中でのトレーサビリティーは最低でも確保していただきたいと考える。

③ 規制の対象動物について (犬猫か、動物全体か、等。)

(これまでのところ議論なし)

④ 法律上の規制の位置付けについて (法律か、施行規則や細目等での規制か、等。)

(これまでのところ議論なし)

5. 犬猫幼齢動物の販売日齢（販売日齢制限の具体的数値規制の検討）

（1）主な論点

- ① 現在は、動物の管理の方法として、細目（告示）において「適切な期間」としているが、具体的な数値規制の必要はあるか。
- ② 具体的には6週齢(42日齢)、7週齢(49日齢)、8週齢(56日齢)等の週齢規制か、又は40日齢、45日齢、50日齢等の日齢規制か。またどの数値規制にするか。
- ③ 規制の対象動物は、ペット全体とするのか、犬猫とするのか。またその理由。
- ④ ワクチン接種について、現行では、細目（告示）第5条第2号ハにおいて「疾病予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。」となっているが、具体的に数値規制（接種時期・回数等）を行うかどうか。
- ⑤ 法律で規制するのか、施行規則や細目等で規制するのか、若しくはガイドラインとするのか。
- ⑥ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

（2）犬猫幼齢動物の販売日齢に係る主な問題点等

① 成長後の問題行動

適切な社会化（犬（犬同士・親兄弟姉妹等）又は猫（猫同士・親兄弟姉妹等）としての社会化、人に慣れるための社会化）がなされていない幼齢な犬・猫を販売すると、後々、吠え癖、噛み癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まると考えられる。

② ワクチンの接種時期

幼齢な犬・猫の販売に際して、適切な時期でのワクチン接種がなされていないと、当該個体が感染症にかかるおそれがある。また、その当該個体に起因する感染症の蔓延のリスクが高まると考えられる。

（3）ヒアリング等における主な意見

① 動物愛護団体等

- ・ 8週齢規制を行うべき。

② 業界団体等

- ・ 例えば犬の場合でも、犬種によっても社会化の時期が異なると考えられるので、一律の規制ではなく、業界の自主規制に任せるべき。業界では現在、45日齢未満の販売自粛を目指している。

(4) 小委員会における主な意見

① 具体的な数値規制の必要性について

- ア) この規定を考える際に、親兄弟から離す週齢なのか、それとも販売の規定なのかをはっきりさせる必要がある。
- イ) 社会化を考えた場合、親兄弟と一緒にいることと、どれくらい人間に慣れるか、という2つの観点が重要であるが、どれくらいの人数で動物の世話をしているのか、どれくらいの広さの場所で飼育されているのかということも合わせて議論が必要と考える。
- ウ) 何日齢とか何週齢とかの議論をするより、全般的に繁殖をする場合はここを守りなさい、繁殖する場合にはこういったことをやりなさい、といった規定をつくるいくことも一つのやり方と考える（オレゴン州法のように）。
- エ) 現在の日本の産業構造そのものを一気に変えることが難しいのであれば、数値を入れないというのもまた一つの考え方である（日本は、英国や米国のようにブリーダーから直接購入というパターンが定着していないので、8週齢等の規定によりショップでの販売構造が大きく変わると考えられる。）。
- オ) しっかりしたブリーダーのもとで8週齢なり飼われるのならよいが、劣悪な施設や飼い方で飼われるくらいなら、一刻も早く出した方がよいという考え方もある。であれば、週齢等の規制をせずに、どこのブリーダーが繁殖したものかわかるように公開し、視察もできる、こういった改善をすることもありかもしれない。
- カ) 生まれたものをすべてトレーサビリティできる仕組みをまずつくり、その中でこうした数値規制を設けていくのがよいと考える（生年月日を偽った場合にも調べられるように、ブリーダー施設が公開されたり飼い主等が確認できる仕組み。）。
- キ) 一般市民のためにも数値は入れた方がよい。
- ク) 現在行われている業界の自主規制は今のところかなりよく機能している傾向にあるので、今回はもう少し自主規制という形を充実させ、さらに次の法改正時に見直すというのも一つの考え方と思われる（数値目標を出すのは非常にわかりやすいが、この数字さえクリアすれば何でもありとされ、現在の自主規制よりも逆行する可能性も否定できない。）。
- ケ) 犬種というのは非常にバラエティがあり、太る能力、走る能力あるいは気質など、個々の犬種というのは非常にいろいろな形質面での違いが明確であり、これは犬種の成り立つ意味でもあるが、それが数百もある犬種というものを一律に数字（例えば8週齢）で区切ること自体、動物に対する、適応する数字として不適切だと考える。

② 具体的数値について（日齢規制、週齢規制等。）

- ア) 業界は 45 日という目標を持って行っているので、仮に数値規制をするのであれば、45 日と考える。
- イ) 諸外国の規定（8 週齢）そのものを科学的根拠とみることはできないが、科学的根拠に基づいたであろうと思われるこれらの規定により、諸外国は 8 週齢で今やっきていているという実績があり、これは非常に強い実績と考えられる（科学的データを議論しなくても日本の犬は特別な犬だということはない。）。しかし、階段は高すぎると上れないということも事実としてあるので、日本の実態も踏まえた上で議論を進める必要もある。
- ウ) ペンシルバニア大学のジェームス・サーペル博士の行った犬 1 万頭の調査結果によると、特に攻撃性の問題などは 1 週齢から 6 週齢の間に入手するとよくないというデータがあり、7 週齢から 9 週齢の間に入手すると攻撃性なり、不安行動なり、いろいろな問題行動が非常に少ないということであるので、業界の状況も踏まえると、母親から離すのが 7 週齢がよいと考える（この調査結果は品種を超えて出しておられるので 7 週齢と考える。）8 週齢まで持っていくと、多頭数を生んだ場合は非常に母体に負担がかかると考える。
- エ) 科学的知見としては、7 週齢以上にはなかなか強い数字が出てこないが、7 週齢は確実だろうと考えられる。ただ、それが離乳なのか、母親との別離なのか、それとも売りに出されるという展示なのかということに関してそれを裏づけるほどの根拠は調査がほとんどない。
- オ) 母親から離れる時点（親から離してはいけない）を、8 週齢は無理にしても 7 週齢とするのがよいと考える。
- カ) 45 日齢がよいと考える。そのかわりそれは目安ではなく、絶対 45 日齢以下で親から離したら営業停止するという数字（8 週齢に持っていくと、今は 9 割方のものが全部違法取引になってしまうという状況で、今すぐに 8 週齢あるいは 7 週齢に持っていくのは、かなり実行可能性という点では困難と考える。45 日未満のときに親から離される子が全体の数の中から見たらオークション市場においても半分を占めている、ここをまずは絶対に禁止にしていくところからが第一歩と考える。）その代わり、例えば法政策的に 8 週齢が望ましいよとか、犬によってはもっと 12 週齢のほうが望ましいとか、そういうことを積極的に情報提供していくという二段構えがよいと考える。
- キ) 日本の動物愛護精神の底上げということも考えて 8 週齢がよいと考える。高い目標かもしれないが、動物取扱業者と一般市民と連携しながら力を合わせて 8 週齢を目指していきたいと考える。
- ク) 科学的根拠については、サーペル博士のデータで 7 週齢から 9 週齢ということが出ており、その科学的根拠の上に海外での諸外国の規定がほとんど 8 週齢という数字になっている。そしてそれが長年続いてきて、そこで動物の福祉の

確保ができてきているというその両面を考えて、やはり 8 週齢ということでおいと考える。

ケ) 規制数値に幅を設けることは法理論上可能かどうかについては、原則難しいと考える（規制の基準というのは、最小限の一番低いところに張り付いてしまうので幅はほとんど意味がなくなると考えられる。）。ただし、個別の品種ごとに一つの数値が決まっているということであれば、これはよりきめ細かい数値として、規制として十分あり得ると考える。

コ) いずれ 5 年以内に例えはここまで持っていく、しかし、当面すぐそれで規制するとなると大変だろうから、まず実際の数値としてはここを決める、あるいは目標値としてはこうだと、規制、基準としてはこうだという決め方は他の環境行政にもあるわけなので、それは一つのテクニックとしては十分あり得ると考える。

サ) 8 週齢がいいと考えるが、それは母親から引き離す週齢の規定であるべきと考える。また、子犬の生年月日等は今でも表示しなければいけないことになっているが、同時に親兄弟から離した年月日も表示することによって、流通の段階でどのくらいの日数がたっているかということを飼い主が判断できるようになるのではないかと考える。

③ 規制の対象動物について（犬猫か、動物全体か等。）

ア) 犬と猫が対象。

④ ワクチン接種について（接種時期・回数等の具体的数値規制を行うか等。）

（これまでのところ議論なし）

⑤ 法律上の規制の位置付けについて（法律か、施行規則や細目等での規制か、等。）

ア) 仮に週齢規制をつくる場合は、法律というよりは、政令や省令で規定するものと考えられる。

イ) 「細目」第 5 条 1 号ホの「適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管すること。」というところの「適切な期間」を 7 週齢若しくは 8 週齢と書けば非常に簡単な修正ですむと考える。

ウ) 現行の施行規則第 8 条第 1 号に「離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売に供すること」とあるので、ここに、犬猫については生後 8 週齢まで親兄弟とともに過ごした個体を販売することという規定を入れてはどうかと考える。

エ) 数値の表現の仕方について、外国では週単位であるが、日本の場合、動物愛護管理法は「30 日」など日の単位になっているので、8 週齢とか 7 週齢とかの表現ではなく、何十何日という日単位の表現になると考えられる。

6. 繁殖制限措置（繁殖年齢や回数の制限等の具体的数値規制の検討）

（1）主な論点

- ① 現在は、動物の飼養管理の方法の細目（告示）において「幼齢の動物、高齢の動物等を・・・繁殖させないこと。」、「みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け・・・その繁殖回数を適切なものとし。」としているが、具体的な数値規制を設けるか否か。
- ② 規制の対象動物は、ペット全体とするのか、犬猫とするのか。また、その理由。
- ③ 具体的な数値として、最初の繁殖可能週齢、繁殖させる年齢の上限、繰り返し繁殖させる場合の休止期間（年1回の繁殖等）、一生のうちの繁殖回数（普通分娩の場合、帝王切開分娩の場合等。）を設けるか否か。
- ④ 法律で規制するのか、施行令、施行規則、細目等で規制するのか、若しくはガイドラインとするのか。
- ⑤ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどれくらいか。

（2）繁殖制限措置に係る主な問題点等

- ① 繰り返しの繁殖による母体への健康影響に配慮する必要があること。

（3）ヒアリング等における主な意見

- ① 動物愛護団体等
 - ・ 母体への健康影響に配慮し、数値規制が必要。
- ② 業界団体等
 - ・ 犬種によっても適切な繁殖の時期・頻度等は異なる（普通分娩か帝王切開分娩か等にもよる。）ので、一律の規制ではなく、業界の自主規制に任せるべき。

（4）小委員会における主な意見

- ① 規制の必要性について（繁殖年齢や繁殖回数等について具体的数値規制を設けるか。）
 - ア) 繁殖制限措置については、科学的知見でというのが本当に難しいところではあるが、どこの繁殖場にどういう繁殖犬がいるのかを把握できるしくみがあるといい。
 - イ) 母体を守るという観点から繁殖制限に関する数値は必要。回数、最初の繁殖可能年齢、最終の年齢ぐらいまでは入れていただきたい。

ウ) 法律の中で繁殖制限をすべきでないという意見ではないが、オーストラリアのケンネルクラブのように、連續繁殖では決していい子は生まれないという概念から、血統書を出すのは連續2腹まで、というような一種の自主規制かもしれないが、JKC等に協力いただくという道も非常に有効と考える。

エ) 畜産の現場では難産でもできるだけ多産性、連産性ということを重視して改良してきているわけであり、犬であっても強健性のある犬、子孫をよりたくさん残せる形質を遺伝的にもっているほうがはるかに重要であるべきと考えのが普通であり、それをあえて非常に過保護的な規制をつくることによって、本来、犬あるいは系統が持っている遺伝的にいい部分を摘み取っていく可能性が否定できないと考える。犬が連産をさせると非常に母体に悪い影響があるというが、これはひとえに飼育管理の方法に問題があると考える（繁殖に関しては、犬、家畜の分娩後の栄養と非常に密接な関係があり、飼養管理の問題とこういった規制で繁殖制限をするという問題は、全く別次元の問題と考える。）。

オ) 昨今、繁殖場の崩壊であるとか、おそらく繁殖に使っていたと考えられる犬の遺棄というのが非常に大きな話題になっているが、例えば、現在扱っている雄犬は何頭いて雌犬は何頭いるか、ということを届出するなどして把握することが大事だと考える。

カ) この問題は、パピーミルというか大量繁殖施設の倒産等から起こってきているものであり、とにかく大量生産して、産めよ、増やせよ、たくさん売ればたくさん儲かるということで、母体の健康も省みず狭いところでとにかくひたすら繁殖させるということを規制したいという考え方からきていると思う。様々な犬種を作り出してきたイギリスとかドイツでは最初の繁殖可能年齢や、一生の間に最大でも5回、6回までというふうに規定されているわけであり、そういう国々が伝統的に経験からつくり出してきたものであるので、そういうところを参考にしたらしいと考える。

キ) 具体的数値規制は是非入れていただきたい。昨今行政の施設に捨てられる、遺棄される雌犬は、明らかに繁殖で酷使されてきた犬、お乳も垂れ下がり、歯もぼろぼろの犬がたくさんいる。行政の方たちも数値を入れたほうが取締しやすいのではないかと考える。

② 規制の対象動物について（犬猫か、動物全体か、等。） (これまでのところ議論なし)

③ 規制の内容について（最初の繁殖可能週齢、繁殖させる年齢の上限、繰り返し繁殖させる場合の休止期間、一生のうちの繁殖回数、等。）

ア) オレゴン州法が参考になると考える。一つの施設あたり、避妊去勢していない犬を何頭飼えるかという具体的なルールもあるが、それ以外にも、購入者に

対して出さなければいけない情報が列挙されている（例えば、その子犬を出した繁殖業者が1年間に同胎児を何腹しているかなどの情報を添付しなければならない。）。また、購入する側もそのあたりの教育を受けるべきであるという概念も書いてある。

イ) 母体を守るという観点から繁殖制限に関する数値は必要。回数、最初の繁殖可能年齢、最終の年齢ぐらいまでは入れていただきたい。（再掲）

ウ) 昨今、繁殖場の崩壊であるとか、おそらく繁殖に使っていたと考えられる犬の遺棄というのが非常に大きな話題になっているが、例えば、現在扱っている雄犬は何頭いて雌犬は何頭いるか、ということを届出するなどして把握することが大事だと考える。（再掲）

エ) 繁殖制限はある程度したいと考えるが、その根拠となると難しい部分がある。
10頭以上の多頭飼育に関する課題の議論も今後あると思うが、特に業者に関しては毎年なり、頭数のフォローができる規定であると理想的と考える。

④ 法律上の規制の位置付けについて（法律か、施行規則や細目等での規制か、等。） (これまでのところ議論なし)

7. 飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討）

（1）主な論点

- ① 現在は、動物の飼養管理の方法として、細目（告示）において、飼養施設の設備の構造及び規模、設備の管理、動物の管理などが規定されているが、具体的な数値規制を設けていないケージの大きさ等に数値規制を設けるか否か。
- ② 規制の対象動物は、ペット全体とするのか、犬猫とするのか。またその理由。
- ③ 具体的数値を設ける項目はどれか。ケージの大きさ、1つのケージに入れる動物の数、ケージの段重ね、飼養保管する動物の数に見合った職員数（○頭につき1名等）、温度、明るさ、換気、湿度、騒音など。
- ④ 法律で規制するのか、施行規則や細目等で規制するのか、若しくはガイドラインとするのか。
- ⑤ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

（2）飼養施設に係る主な問題点等

- ① ケージの大きさ等が具体的に数値規制されていないと、事業者に対する指導の徹底が困難。

（3）ヒアリング等における主な意見

- ① 動物愛護団体等

- ・ 例えば、狭い一つのケージに動物が何頭も一緒に飼養保管されていても、具体的な数値規制がないと勧告命令等を行うことは困難。
- ・ 例えば、ケージを上下に重ねて（段重ね）おくと、下の段の動物は、上の段の動物が動くたびにストレスとなるおそれがある。

② 業界団体等

- ・ 飼養施設は、品種間、個体間の差異が大きいことから、一律の数値規制になじまない事項であり、従来どおり、自主規制に委ねるべき。

(4) 小委員会における主な意見

① 規制の必要性について (ケージの大きさ等について具体的な数値規制を設けるか。)

- ア) ケージの大きさ等に数値を入れるということが自治体の監視の現場の混乱をなくすならばそれを明記することがよいと考える。ただし、高い目標数値ではなく、最低限絶対にこれ以下は許さないという形での数値と考える。
- イ) 数値を入れない限り自治体も指導しにくいと考える。また、数値を決めて、いかにそれを守らせるかというシステムをつくることも必要。
- ウ) 最低ラインのほかにも推奨ラインというようなものも別途必要と考える（最低ラインだけだと、みんな最低ラインに倣ってそれより上の大きさにしようとする業者がいなくなる。）
- エ) 数値を入れるのは賛成だが、飼養施設について、いわゆる展示と繁殖というのは別にしてもらいたい（展示は1頭だが、繁殖は親・子がいる。また科学的知見として妊娠期のストレスが生まれてくる子供の気質等に非常に影響するという知見があることからも、繁殖場での施設基準は当然展示よりもより厳しくする必要がある。）。
- オ) 知る限りでは適正なケージサイズに関する科学的根拠はないと考えられるので、動物の愛護や管理ということではなく、規制のことだけを考えて数字を出してしまるのは問題があると考える (数値の与える影響は極めて広範囲に及ぶ) と考える。屋内で飼っている場合にも、室内温度がどうか、湿度がどうか、換気回数はどうか、どれくらいの頭数を飼っているかなどいろいろなファクターによって数値がおのずと違ってくる、それを一つの数値の物差しだけで判断していくというのは、極めて危険な作業と考える。)
- カ) 動物福祉の観点から最も重要な事項の一つだと考えるので、具体的に規制をしていく必要があると考える。
- キ) 細目の中に数字を具体的に入れて行政が具体的に改善指導できるようにする。例えば、ケージを広くすることは母体を健康にしたり感染症にかかりにくくする等によって、最終的には業者にとってもメリットがあるわけであり、家畜に

についても農水省関連の委員会の中で家畜福祉の検討が行われているが、その中でもそのように家畜、動物を健康的に飼うことは業界にとってもメリットになるということを非常に強く強調されている。これについては是非業界の方々にも理解いただきたい。

ク) 行政の立場から言っても、具体的に数値化されるということは非常に仕事がしやすい、指導しやすいと考える。具体的な数値を法律に入れないにしても、ガイドラインや通知などでも出してくれれば非常にありがたい。

ケ) 1人当たり何頭とか、平米当たり何頭とかいう問題の考え方はわかるが、飼い主によって飼育状況、飼育環境は非常に千差万別であり、1人で20頭飼ってもきちんと飼える方もいれば、5頭でも非常にずさんな飼い方をする方もいる。明らかに動物虐待が行われているような飼育環境だということが認められればそれは摘発すればいいのであり、むしろ虐待の現場をきっちり把握して規制していくほうが本質だと考える。

コ) 湿度、明るさ、換気云々全部数値化するのが無理ならば、良質なブリーダーであるという何か象徴になるものが一つでも設定できるといいと考える。例えばアンモニア濃度、悪臭、これは設備の大きさ等とは違って、どれだけ大切に飼っているかという本当に象徴になるのではないかと考える。

サ) アンモニア濃度というのは確かに客観的だが、騒音計や温度計、湿度計もあり、いろいろ客観的に測る器具はあるので、たった一つとは言わずできるだけ多角的に数値化した方がよいと考える。ケージの大きさなどは確かに種類ごとによって大きさも習性も違うので一律にということはできないと考えるが、これは法律ではなくて告示なりガイドラインなどを作り、それをもとに行政が改善指導できるような仕組みにしたらいいと考える（可能であれば罰則等も連動した形がよい）。一人当たりの飼育頭数はとても大事。

シ) 動物行動学等の専門家が集まって、きちんとしたガイドラインを作るということをこの小委員会としてある程度合意することは可能だろうと考える。

ス) 数値を示すことによって取締がしやすくなるという観点だけで規制を行うことはやめたほうがよいと考える（ケージの大きさ、臭気、明るさなど、規制する場合には、本当に動物にとっていいのかどうか何らかの根拠に基づいて数値規制すべき。）。

セ) 業界が、現在だけでなく将来的、5年後、10年後に自分たちの業態をどういうふうに持っていくのかというのもこの規制のところにはかかってくると考える（診療現場で診察台の上に置いても高さを怖がらない犬がいるが、そういう犬は骨折も非常に多く、その原因はやはり何段重ねかで高いところで飼育されているということも考えられ、業界がそういう情報を入れながら自分たちでどうやって規制しているかというのが一方にないと、具体的な数字を示していくのも難しいと考える。）。

ソ) 具体的な数値については、ある程度こんなものだろうと同意できるところで決めていく姿勢もあってもいいのではないかと考える（動物取扱責任者の研修にしても1回当たり3時間という数字の根拠があるかどうか。）

タ) この小委員会で具体的数値の細かい規定を議論するよりも、専門的な方で委員会をつくるていただきて、生活環境、飼育環境をめぐるいろいろな害になるものの数値化に関して、法律の専門家、動物行動学の専門家等でもう少し深い議論をしてもらったほうがよい（数値基準を入れられるものは科学的根拠に基づいて入れた方がよい。）。ただ小委員会ではそれが必要だという認識を持っている、ということだと考える。可能な限り規定を定めるのは構わないと考える。

② 規制の対象動物について（犬猫か、動物全体か、等。）

ア) すべての動物について、行動上の自由と環境エンリッチメントを図ることを明記すべきと考える（実験動物でも動物園でも環境エンリッチメントが既に言わされており、繁殖用の犬についてはそういうことを全く考慮するものが無いというのはおかしい。）。

イ) 主に犬猫と考えるが、他の動物にも共通するところでガイドライン等をつくる必要があると考える（現在の政省令や告示は飼養動物全体について対象としている。）ガイドラインとなる場合には犬猫以外のペットというのも非常に大きな問題があるので含める必要がある（モルモット等がいなり寿司のような状態で置かれているケージがある、猛禽類の隣にウサギのケージが置いてある、など。）。

③ 規制の内容について（具体的数値を設ける項目はどれか。ケージの大きさ、1つのケージに入れる動物の数、ケージの段重ね、飼養保管する動物の数に見合った職員数（○頭につき1名等）、温度、明るさ、換気、湿度、騒音など。等。）

ア) 公衆衛生の観点からも適正な数値基準をつくる必要があると考える。騒音については騒音計、悪臭についてはアンモニア濃度計を設置する、1人あたりの飼育頭数の制限も設ける必要がある（どう考えても1人の人間が50頭、100頭の犬を適正に飼養できるはずがない。）。

イ) 数値規制は、動物が大小とさまざまなので非常に難しい部分があるが、オレゴン州法がかなり参考になり、具体的な動物の体を基準としてやっていくという方法が一番正確にできると考える（例えばケージは具体的に動物の体を基準としたものが書かれており、床も網の上では飼育禁止、高床式の場合の高さ規制等もある。）レギュラーエクササイズ、運動をさせるべきというのもある（生活している居住空間から出すことが運動である、トレッドミル等は獣医師の指定があったときのみ等。）。

ウ) 現在の施行規則第3条第2項第8号に「構造及び規模が取り扱う動物の種類

及び数にかんがみ著しく不適当なものでないこと。」と書いてあるが、なぜ著しくという言葉が入っているのか、よっぽど極端なことでない限りはいいですよという言い方なので、まずこの「著しく」は削除してもらいたい。

エ) 犬については、多頭飼育というもの非常に問題になっているので、世話をする職員の人数、例えば1人当たり成犬10頭を目処にするというような具体的な数値、それから飼養面積についてこの面積で飼える頭数は何頭というふうに例示していくのがよいと考える。

オ) ブリーダーをされる方の動物取扱責任者としての要件のハードルはもう少し上げるべきと考える（動物取扱責任者の要件として「半年間以上の実務経験」という項目があるがもう少しハードルを高くすべき。）。

カ) 湿度、明るさ、換気云々全部数値化するのが無理ならば、良質なブリーダーであるという何か象徴になるものが一つでも設定できるといいと考える。例えばアンモニア濃度、悪臭、これは設備の大きさ等とは違って、どれだけ大切に飼っているかという本当に象徴になるのではないかと考える。（再掲）

キ) 臭いについては、臭い関係の学会もあるし、臭気判定士という国家資格もあり、そういう資格を持った方たちの団体もあるので、その方たちの意見を聞くというのも一つの方法と考える。また臭いについてはOIEの規定もあり、アンモニア濃度は非常に客観的な測定が容易であるので、それでやっていくといふのは一つの考え方としてある。

ク) アンモニア濃度というのは確かに客観的だが、騒音計や温度計、湿度計もあり、いろいろ客観的に測る器具はあるので、たった一つとは言わずできるだけ多角的に数値化した方がよいと考える。ケージの大きさなどは確かに種類ごとによって大きさも習性も違うので一律にということはできないと考えるが、これは法律ではなくて告示なりガイドラインなどを作り、それをもとに行政が改善指導できるような仕組みにしたらいいと考える（可能であれば罰則等も連動した形がよい。）。一人当たりの飼育頭数はとても大事。（再掲）

ケ) 例えばケージ飼育をすることの影響などは、犬や猫でも調べられている文献はないわけではない。欧米などシェルターが発達している地域では、科学的な根拠の収集も進んでいると思われる。特に飼育施設に関しては感染症などのこともあり、公衆衛生の面からもかなり研究が進められるようになってきていると思われるので、数値基準を決めることが自体はできなくはないと考えられる。また、5つの自由などは、かなり科学的に位置付けが付けやすいと思われるので、そういうものを利用した評価方法を作っていくこともよいと考える。

④ 法律上の規制の位置付けについて（法律か、施行規則や細目等での規制か、等。）

ア) 主に犬猫と考えるが、他の動物にも共通するところでガイドライン等をつくる必要があると考える（現在の政省令や告示は飼養動物全体について対象とし

ている。)。(再掲)

- イ) アンモニア濃度というのは確かに客観的だが、騒音計や温度計、湿度計もあり、いろいろ客観的に測る器具はあるので、たった一つとは言わざできるだけ多角的に数値化した方がよいと考える。ケージの大きさなどは確かに種類ごとによって大きさも習性も違うので一律にということはできないと考えるが、これは法律ではなくて告示なりガイドラインなどを作り、それをもとに行政が改善指導できるような仕組みにしたらいいと考える(可能であれば罰則等も運動した形がよい)。一人当たりの飼育頭数はとても大事。(再掲)
- ウ) 動物行動学等の専門家が集まって、きちんとしたガイドラインを作るということをこの小委員会としてある程度合意することは可能だろうと考える。(再掲)
- エ) ガイドラインというのは、普通、それに違反したら直ちにそれが法規に対する違反行為になるという場合にはあまり使わないだろうと思われる。しかし、ガイドラインはできる限り緻密に客観性を持って作っておく、直ちにその数値基準に違反したらダメというものではなくて、立入検査、専門性を持った人が検査、監査して、一旦、指導・勧告をする、あるいは改善命令を出すというようなステップを踏んで、それに違反して初めて罰則とか登録取消とか、そういう規制権限の行使になるというイメージで考えるならば、可能かと考えられる。

8. 業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者）

(1) 主な論点

- ① 動物愛護管理法において、動物の死体の取扱いを含めることが可能か。可能な場合、法第2条の基本原則を修正する必要はあるか。
- ② 現行の動物取扱業（登録制）とするのか、あらたなカテゴリーとして届出制等とするのか。
- ③ 火葬を行わない葬儀・葬祭のみの業態（火葬は他社に委託）も規制に含めることが可能か（人では規制していない）。
- ④ 業として規制する場合、法律で規制するのか、政令で規制するのか。
- ⑤ 規制の主な具体的な内容（動物愛護管理法で規制できる範囲。主な遵守義務の内容。）はどうするか。
- ⑥ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

(2) 動物の死体火葬・埋葬業者の業種追加に係る主な問題点等

- ・ 動物の死体の火葬や埋葬等に関する法的規制がない現状においては、家族同様であったペットの死体の火葬等を業者に依頼した際に、ぞんざいに扱われるおそれがある。

- ・ ペットの死体等を取り扱う業者は、動物の感染症に関する知識を得ることも必要。

(3) ヒアリング等における主な意見

- ・ 悪徳業者が淘汰され、善良な業者が生き残れるように、動物愛護管理法の動物取扱業（登録制）に追加する等の法的な規制の措置を望んでいる。

(4) 小委員会における主な意見

① 動物愛護管理法に死体の取扱いを含めることについて（動物の死体の取扱いを含めることが可能か、基本原則を修正する必要はあるか、等。）

- ア) 動物を適正に管理するというのが法の目的そのものに入っているが、では動物の死体をどうするかというときに「動物は死んだら動物ではなくなるのか」というところがポイントになると考えられる。そうすると健康で今そこで命を落としてしまった動物、家庭で飼われていて命を失った動物も動物というふうに普通に考えてよいのではないかと考えられ、動物の死体を取り扱う業者を法律の中にごくごく普通に入れてよいと考える。
- イ) 現行法では、命あるものを取り扱う、動物の飼養管理等の面で規制している状況であるので、動物の死体の扱いを入れる必要はないという自治体側の意見も多い。自治体の状況に応じた条例で規制すべきと考える。
- ウ) 動物愛護管理法は、生命尊重の理念ということを大きな目標にしているわけだが、この生命倫理のいう観点からすると、葬送はまさにその中に入ってくると考える（実験動物や畜産動物に対して日本では供養祭を行ってその靈を慰めるということが習慣的に行われているが、これは動物を単なる死体としてみるのではなく、葬送ということを通じて動物に対して礼節を持って取り扱うということ。）。
- エ) 「動物の死体火葬・埋葬法」というような形で、動物愛護管理法とは別に規制するほうがよいと考える。動物愛護管理法第2条で「動物が命あるものであることにかんがみ」となっていることからもこの法律に入れることに違和感がある。この法律に動物の福祉を推進するという意味合いをもっと強くしていっていただけたらと考える。福祉という観点から言うと、死んだ動物についてこの法律の中に入れるということはやはり違和感がある（生きている動物に対する扱いだけではなくなるので、少しこの法律がねらっていることが薄まる、弱まるということが危惧される。）。
- オ) 行政法専門的な観点から考えて、法体系として動物愛護管理法の中に含めることに特に大きな問題があるとは思われない（もちろん別途法律を整備するという政策判断もあり得るが。）。動物というものが命あるものであることにかんがみて、その死体の取扱いに関しては、ボールペンのような命なきものとは異

なる取扱いをされること自体は、それなりの合理性を持っていると考えられる。

カ) 飼い主はペットが亡くなったときに葬儀をすることは最後の心の安らぎであり、ペットが亡くなつて葬儀に出して心が落ち着いたという話も耳にする。動物の火葬については、飼ってから最後までの流れの中では動物愛護管理法の中に組み入れて検討した方がよいと考える。

キ) 規制のかけ方、規制するしないも含めて、もし規制するならどうするかというのは、自治体の監視体制のことも意識して議論が必要。

ク) 生きている動物を飼育している人の基準を守らせるために奔走されている方々に、さらに別の業者の監視も任せていくとなると、自治体の監視体制の実効性がさらに遠のく気がする。

ケ) 宗教法人は現在日本で8万件もあるそうで、これを業に入れると大変なことになつてしまふと思われる。一般的の宗教法人、人間を相手にした埋葬関係は外すとした方がいいかと考える（動物の死体を専門に扱っている業者を業種追加した方がいい、という考え方。）。

コ) 現在は、この葬送業の方々が動物愛護管理法に入りたいと自ら願っているわけであり、それを否定する必要もないし、現に法律がないという状態で実態も把握できないし、普及啓発もできない。何が起こっているかもわからないという状況をとりあえずは一歩進めていかなければいけないと考える。

② 現行の登録制での規制について（現行の登録制か、新たなカテゴリーとして届出制等とするのか、等。）

ア) 動物は既に死んでいるので、適正飼養を定めた基準を適用することはそぐわないことから、新たに別のカテゴリーを設ける必要がある。

イ) 自治体の監視体制に配慮する必要があることから、現在の登録制だけではなく、届出制というより緩やかなカテゴリーを設けることがよいと考える（実態把握や法律の周知徹底を図る、普及啓発を図るという意味で可能なツールであると考える。）。（再掲）

③ 火葬を行わない葬儀・葬祭の規制について（人では規制していない葬儀・葬祭を規制に含めることが可能かどうか、等。） (これまでのところ議論なし)

④ 法律上の規制の位置付けについて（法律での規制か、政令での規制か、等。）

ア) 行政法専門的な観点から考えて、法体系として動物愛護管理法の中に含めることに特に大きな問題があるとは思われない（再掲）。その場合に、法律で新たに2条に起こすか、あるいは政令指定の方法でいいのか、その辺のところは法技術的に、今後検討の上、選択することが可能と考える。

⑤ 規制の具体的な内容について（法で規制できる範囲、主な遵守義務の内容、等。）

ア) 動物がそこに生きているわけではないので、現在の動物取扱業の遵守基準というのも適用されないことになるから、別途そのための新しい基準なり指針が必要。

9. 業種追加の検討（両生類・魚類販売業者）

(1) 主な論点

- ① 現在は、両生類及び魚類（観賞魚）は規制の対象ではないが、規制の必要性はあるか。
- ② 仮に規制する場合、規制の対象動物は、両生類までか、魚類（鑑賞魚）までか。
- ③ 仮に規制する場合、現行の登録制とするのか、あらたなカテゴリーとして届出制等とするのか。
- ④ 規制の主な具体的な内容（主な遵守義務の内容等。）はどうするか。
- ⑤ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

(2) 両生類・魚類販売業者の業種追加に係る主な問題点等

- ① 現状の主な問題点
 - ・ 飼い主が飼えなくなった場合に川や湖沼に放すことにより、本来の生態系が損なわれるおそれがある。
- ② 規制する際の主な問題点
 - ・ 仮に現行の登録制とした場合、業の監視・指導等を行う自治体の業務負担増となる。
 - ・ 金魚すくいの取扱い。

(3) ヒアリング等における主な意見

- ・ 日本には江戸時代から金魚すくいや金魚の品評会というものが年間通して何百と行われているが、仮にこれらに規制がかかってくると、これらの業態が今後業務を行うのは難しくなるのではないかと懸念される。
- ・ 現行の登録制に参加すること自体は、業界として異論はない。ただし、販売時の説明責任について、仮に犬や猫と同等のような扱いになってくると、価格的に考えてもやはり商売的に難しくなるのではないかと懸念される。
- ・ 今回の動物愛護管理の制度の見直しの中で生態系保全に関する管理（遺棄、放流の対策等）を行うというのは少し違うのではないかとも考える。

(4) 小委員会における主な意見

① 規制の必要性について (両生類及び魚類(観賞魚)の規制の必要性はあるか。)

ア) 法の目的の中に「生物多様性の保全」を入れることもこの際必要と考える。

動物の管理のあり方によっては生物多様性の保全に非常に寄与するわけであり、魚類及び両生類については、生物多様性保全の観点から動物取扱業の中に含めることが相当であると考える(業者を法律に入れることにより、その業者は顧客に対して説明責任がある、普及啓発をする義務がでてくる。今これだけ魚類や両生類の遺棄が多いということは、この業界がきちんと管理されていないからである。)。

イ) 現状の金魚の扱い(金魚問屋でのこぼれた金魚の扱い、UFOキャッチャーでの金魚の扱い等。)を考えると、やはり動物取扱業に含めていただきたい。

ウ) 行政の側に、両生類及び魚類に関してあまり苦情や問題点は聞こえてこないことから、現時点ではあえて規制する必要性を感じない。

エ) 飼えなくなった場合の放流等の問題は、取扱業サイドの問題ではなく飼い主側の問題が大きいと考えられることから、業としての規制というのは論点が少しづれていると思われる。

オ) 米国の獣医学会や獣医業界の中で急速に発展しているのが魚病を扱う獣医師であり、魚がペットとして確立されつつある流れが、獣医業界の中では先端でできている。こうした意味においては、今すぐどうこうということではないかもしねれないが、魚類を今後どう扱うかはかなり真剣に取り扱うべき問題と考える。

カ) 両生類及び魚類を業に含めることは今の時点では時期尚早と思われ、日本国民の感情を考えた場合これを含める必要はないと考える。

キ) 法で規制することがどれだけ実効が上がるかどうか。業に含めることにより自治体の業務も増える。むしろ犬猫関係に関してもっと厳しい仕事をしてもらうためにも、これ以上仕事を増やさない方がよいと考える。

ク) 生物多様性という概念を入れてしまうと、昆虫とかいろいろな幅が広くなり過ぎてしまうので、入れるということには非常に違和感がある。

ケ) 爬虫類を扱っている業者は観賞魚も扱っていることが多いと考えられることから、観賞魚まで入れても極端にこの業界の数が増えて困るということではないと考えるが、自治体の監視体制に問題があるということであれば、第一段階としては届出制にして実態把握をするというやり方もあるのではないかと考える。

コ) 自治体の中でも、この両生類・観賞魚の追加は、その必要性、どこに問題点があるのか、何を規制していくのか、動物取扱業の中に入れてどういう形でいくのかなど、そういう議論は今までないのではないかと思われる所以、情報を提供しながら自治体の意見を聞いていくことも必要。

② 規制の対象動物について (両生類までか、魚類（観賞魚）までか。)

- ア) 生物多様性という概念を入れてしまうと、昆虫とかいろいろな幅が広くなり過ぎてしまうので、入れるということには非常に違和感がある。（再掲）
- イ) 爬虫類を扱っている業者は観賞魚も扱っていることが多いと考えられることから、観賞魚まで入れても極端にこの業界の数が増えて困るということではないと考える。（再掲）

③ 現行の登録制での規制について (現行の登録制か、新たなカテゴリーとして届出制等とするのか、等。)

- ア) 爬虫類を扱っている業者は観賞魚も扱っていることが多いと考えられることから、極端にこの業界の数が増えて困るということではないと考えるが、自治体の監視体制に問題があるということであれば、第一段階としては届出制にして実態把握をするというやり方もあるのではないかと考える。（再掲）
- イ) 登録制とは別に届出制をするということは理論的にはあると思うが、届出をして業者さんの情報を把握した上で「行政として何を求めていくのか」というところがないと情報が情報でそのまま死蔵され、全く意味をなさない。そういう意味で、実質的な規範みたいなものが何らかあって、それを求めていくというようなところまでがないと、法制度としては説明がしづらいのではないかと考えられる。

④ 規制の具体的な内容について (主な遵守義務の内容、等。)

- ア) 動物取扱業者というのは、一般消費者に対して、動物の取扱いのプロとして情報を伝達したり、法令の遵守を伝えていく責任がある（観賞魚を売るときに販売責任があり、この魚はどういう習性か、どのくらい大きくなるか、何年生きるか、病気になったらどうするか、飼えなくなったらどうするか、そういうことを業者がお客様に説明していくことが普及啓発にとって非常に重要。）。

10. 業種追加の検討（老犬・老猫ホーム、動物愛護団体）

(1) 主な論点

- ① 老犬・老猫ホーム、動物愛護団体を動物取扱業として規制することが適當か。
- ② 仮に規制する場合、現行の「保管業」の範疇に入れるのか、あらたなカテゴリーの業とするのか。
- ③ 仮に規制する場合、現行の登録制とするのか、あらたなカテゴリーとして届出制等とするのか。

④ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

(2) 老犬・老猫ホーム、動物愛護団体の業種追加に係る主な問題点等

<老犬・老猫ホーム>

- ・ 名前的には動物愛護団体と間違えるような団体が、お金をとて引き取ってはそのまま動物の世話をしないで放置したりする事例もある。

<動物愛護団体>

① 規制する際の主なメリット

- ・ 動物愛護団体としての社会的認知度や信頼性を高める。
- ・ 動物取扱責任者の研修会等に参加することにより現状以上の知識等を得ることができる。
- ・ 劣悪飼育等を行っている愛護団体に対して、法律に基づく勧告・命令等の行政措置が可能となる。

② 規制する際の主なデメリット

- ・ 団体の住所氏名（名称）が公開されることにより、団体に対する犬猫等の引き取り依頼や団体の敷地内等への捨て犬猫等が増加する懸念がある。

(3) ヒアリング等における主な意見

<老犬・老猫ホーム>

- ・ 老犬・老猫ホームの動物取扱業への登録については、動物取扱業という言葉が適切かどうかはわからないが、何らかの基準、規制があったほうがよい。

<動物愛護団体>

- ・ 愛護団体（ボランティア活動家）については、業者と同じ基準ではなく、別枠での基準を設定していただきたいと考える。
- ・ 団体の住所氏名（名称）が公開されることによる犬猫等の引き取り依頼増の懸念に対する対策が必要と考える。

(4) 小委員会における主な意見

① 規制の必要性について（老犬・老猫ホーム、動物愛護団体を動物取扱業として規制することが適當か。）

ア) 現行の動物取扱業（登録制）に含めるかどうかは議論が必要であるが、何らかの規制は必要と考える。

イ) 動物取扱業の中にきちんと入れて、法律の周知徹底、基準の遵守を守ってもらう必要がある。

ウ) 例えば、動物愛護団体を業として規制するのではなく、あくまでも協力団体として協力者を各自治体で集めリストアップしていく、善良な愛護団体・保護団体をアピールしていく、というように法的な根拠をつくらない方法もあると

考える。法第7条には所有者・占有者の規定があるので、愛護団体等は占有者という位置づけにすると、占有者としてマナー違反していれば法第7条違反として取り締まることも可能。あるいは頭数制限やある頭数を超えた場合の届出とか、抜き打ち査察を受け入れなければならない規則等を厳しくしていく方法もある。

- エ) 米国において、シェルター法を持っている州がいくつかあるが、その内容は参考になるかもしれない。
- オ) 動物愛護団体に関しては、譲渡といつても実費を取るところが多く。それは販売に近い状態といつてもいいかもしないことから、それも含めてやはり業に近い形で入れた方がよい。

② 規制の業態について (現行の「保管業」の範疇に入るか、新たなカテゴリーの業とするか。)

- ア) 所有権が移転しない場合は、現状でも動物取扱業（保管）が必要と考えられるが、所有権が移転する場合は、預かりや保管というのは文理上無理である。
- イ) 「譲り受ける」か「保管している」かの違いはあれ、どちらも犬や猫を預かっているという行動は同じ。法的な位置づけできっちり業種をわけるか、実際にに行っている作業が似ているということで何とか共通点を見つけ出して「保管業」ではないにしても一つの業態にまとめていくか、というのが重要になる。
- ウ) 所有権がどちらにいくかで決めるほうが明確になる。「預かる業」と「それ以外の業」というようにもう一つの業を作り、老犬・老猫ホームであろうが、ボランティア・動物愛護団体であろうがどちらかに入れる。

③ 現行の登録制での規制について (現行の登録制か、新たなカテゴリーとして届出制等とするのか、等。)

- ア) 届出制という言葉は、今の登録制よりもおそらく軽い規制態様として導入できなかっただと思われるが、いろいろ話を聞いていると、やはりけしからんことが行われており介入しなければならないのであれば、現行法の登録制を拡大して一定の遵守事項を義務付けていくことになると思われる。登録制という一種の許可制度の規制の仕組みは既にあるわけであり、そこにそれよりも弱い程度の規制として届出制という制度をつくることが必要か、その意義は検討が必要。また、弱い規制だけでなく、今よりもっと強い規制ができるような仕組みが必要という話もあるように感じる。
- イ) 規制の対象を広げる部分と規制の程度（届出制や登録制）について、法体系の問題としてきちんと整理し検討することが必要と考える。

11. 関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討）

（1）主な論点

- ① 動物関連法令等の他法令に違反した場合における動物取扱業の登録拒否等の要件をあらたに規定する必要性はあるか。またそれは可能か。
- ② あらたに規定する場合、法第12条（登録の拒否）及び法第19条（登録の取消し等）の両条文に規定する必要性はあるか。またそれは可能か。
- ③ あらたに規定する場合、対象となる法令はどれか。
- ④ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

（2）関連法令違反時の扱いに係る主な問題点等

- ・ 現状では、動物関連法令等の他法令に違反した場合における動物取扱業の登録拒否等の要件の規定がないことから、動物関連他法令に違反した業者に対する動物取扱業の登録拒否や登録取消を行うことができない。

（3）ヒアリング等における主な意見

- ・ 動物愛護管理法は、動物取扱業の登録というものを指定している唯一の法律。関税法、外為法、種の保存法という3つの法律に違反して違法な動物の取引を行った業者に関しては、動物取扱業の登録が拒否される要件と登録の取消が行われる要件を加えてもらいたい。

（4）小委員会における主な意見

- ① 規制の必要性について**（動物関連法令等の他法令に違反した場合における動物取扱業の登録拒否等の要件をあらたに規定する必要性はあるか。またそれは可能か）
- ア) 関連法で違反した場合には、動物取扱業の営業停止等ができるような規定を是非入れてほしい。併せて罰則の強化も必要である（罰則が重いと規制がよく守られる）。
- イ) 他法令を遵守することは当然であるが、登録申請時には一定の期間で判断する必要があり、他法令に違反した人物かどうかを事務的に把握できるか難しい面があるので、これらも踏まえて検討願いたい。
- ウ) 他法令に違反して命令などに背いた場合という程度なのか、それ以上に罰則を受けた場合ということなのかによって、対象の範囲がとても広がってくる。罰則に限れば、対象となる事案数は少なくなるのではないかと考える（→処分の量の問題、強さの問題）。
- エ) 裁判になって判決がおりるということが取消の要件であると考える。その場合、自治体間の情報共有の観点から、判決で有罪になったら氏名や事業者名の公表が必要と考える（自治体間で情報共有しないと、それを知らない自治体に

行ってまた営業を再開するおそれもある。)。

② 標定する条文について (あらたに規定する場合、法第 12 条（登録の拒否）及び法第 19 条（登録の取消し等）の両条文に規定する必要性はあるか。またそれは可能か。)

- ア) 他法令で違反した者の登録の取消及び登録を認めないということにしてもらいたい。
- イ) 同じ動物愛護管理法の中でも、虐待をしたら登録を取り消される、といったことも入れてもらいたい。

③ 対象となる法律について (あらたに規定する場合、対象となる法令はどれか。)

- ア) 種の保存法
- イ) 外来生物法
- ウ) 鳥獣保護法
- エ) 狂犬病予防法
- オ) 感染症法
- カ) 化製場法
- キ) 悪臭防止法
- ク) 騒音規制法
- ケ) 關税法
- コ) 外為法
- サ) 金融商品取引法のように、海外での法律に違反した者というのも入れてもらいたい。
- シ) 処分の量や強さの問題とともに、質の問題がある。例えば金融商品取引法で列挙されている法律は一読しただけで金融商品取引に関する法令であることがわかる。動物愛護の気風を育てる観点から、関連法は何かとも考えるべきで、一概に全て入れるべきと現時点では申し上げづらい（外為法などは、動物の輸入に関して、という条件がつかなければいけないと考える。）。
- ス) 生物多様性の保全そのものを直接の根拠にする（その種を絶滅させない等の方向での議論）のには少し無理があると今の段階では思うが、その個体が極めて異常な状態に置かれる、動物の状況を極めて悪くしている、という愛護的な面（動物虐待等）を重視すれば野生動物も取り込める可能性はあると考える。（禁止されている野生動物の不当な取引をすると、その違法な取引が動物取扱業の登録取消等にどう関わるのか、動物を適正に扱うという動物取扱業としてのコンプライアンスのようなものまでどこまで取り込めるか、という議論を詰める必要がある。）

12. 登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討）

（1）主な論点

- ① (動物取扱業者に対する) 法第19条に規定する登録の取消し又は業務停止命令の規定については、現状規定を修正(強化)する必要はあるか。

（2）登録取消強化に係る主な問題点等

- ・ 現状では、悪質な動物取扱業者に対して登録取消までに至った事例は少ない(1件のみ)。

（3）ヒアリング等における主な意見

- ・ 多頭飼育の崩壊や今回のような登録取消事例について、残される動物をどうやって救済していくのか、これが一番大きな問題(行政の目的はあくまでも登録の取消ではなく、事業者における動物の適正な飼養のための改善、また、それができない場合の動物の救済にある。)。(→なお、残される動物の救済については「動物の一時保護規制の検討」として別途検討予定。)
- ・ 仮に登録取消が直接的に容易にできるようになったとしても、行政目的が達成できるかは、事例によっても様々な事例があるので、その効果が有効に作用するかどうかは未定のところが多いと考える。
- ・ 罰金を引き上げれば、業者側に対しても抑止効果は当然期待できると考えるし、また、警察も取扱いやすくなると考える。(→なお、罰則(罰金等)の引き上げについては「罰則の引き上げの検討」として別途検討予定。)

（4）小委員会における主な意見

- ① 規制強化の必要性について ((動物取扱業者に対する) 法第19条に規定する登録の取消し又は業務停止命令の規定については、現状規定を修正(強化)する必要はあるか。)

ア) 現行法で登録の取り消し、停止などの規制がどれだけされているか、また業者が基準をどれだけ守っているか、立入検査を抜き打ちでやっているか、通告後やっているかなど検証し判断する必要がある。

イ) 現行法では登録業者に対する立入検査はできるが、業登録の必要がない一般飼養者は立入検査できることから、悪質な業者がいても、取り消しではなく停止を目標に指導等せざるを得ない。

ウ) 米国では、動物虐待罪で起訴されると業者は裁判の判決がおりるまでの保護された動物の飼育費用を弁済しなければならぬので、これを参考にすれば、行政や動物愛護団体が違反業者の手助けをしないですむ。

エ) (一時保護規制・罰則の引き上げは別途議論するので、それ以外に) 規制を強

化しなければならないようなものはないと思われる。違反していれば取り消すことができる条文になっており、あとは運用の問題と考える。ただし、取消処分を受けても「他の人の名前で」とか「他の自治体で」という抜け道をどう防ぐかが重要と思われるので、氏名公表などを十分に議論する必要があると考える。

- オ) 基準を強化する必要はあると思う。例えば、多頭飼育の崩壊が見られることから、1人当たりの飼育可能頭数の限度、1頭当たりの最低飼育面積などを定め、適正規模で営業できるようにして崩壊を防ぐ措置が必要。また、自治体が対応する期間を1ヶ月から3ヶ月に区切り、それ以上たっても改善できない場合は営業停止をするとか罰則をかけるという形でもっと速やかに解決させる必要がある。さらに、行政が業者から動物を引き取る場合は費用を分担させることを義務づけるべきである。加えて、行政は、廃業させると立入調査ができなくなってしまうので、廃業させるのではなく営業停止をさせる方向で努力すべき。
- カ) 法律の書きぶりに問題があるというよりは、運用に問題があると考えるが、強化という観点でいうならば、罰則を引き上げることが有効と考える。
- キ) 環境省令で定めている基準（管理の方法）を見直すことも必要。
- ク) 例えば、警察もなかなか判断できない「虐待」の判断を獣医師等の専門家が行う、という方法論もあると考える。
- ケ) 現行の法律や政省令等をきっちり守らせ、これを守らなければ業を営めなくなるほどの緊張感を持たせるなど、現行法を「生きた法」にすべきである。

13. 業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）

（1）主な論点

- ① 現行の動物取扱業の「展示」業から、動物園及び水族館を外す必要性はあるか。
- ② 仮に外す必要性がない場合、現行の登録制を維持することでよいか、あるいはあらたに届出制等のカテゴリーを設けるのか。
- ③ 仮に外す（緩和する）場合、どのような基準に基づき外すのか（公的施設、博物館法、協会の会員）。
- ④ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

（2）動物園・水族館の業種緩和に係る主な問題点等

- ・ 動物園水族館法等の法的規制が無い現状においては、動物取扱業の「展示」業の枠から外すための基準の設定が困難。

(3) ヒアリング等における主な意見

- ・ 動物園と水族館は動物取扱業から外してもらいたい（公的な施設が多く、単純に「業者」の範疇として取り扱われることの必然性がない、環境省域外保全基本方針に基づくモデル事業の受託や経産省とはワシントン条約関連緊急保護の受託契約を締結するなど、単なる業者ではあり得ない立場と協力関係にある、等のため。）
- ・ 外す場合の基準として、①国又は地方公共団体が設置した施設、②博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設、③協会の会員、のいずれかに該当する場合としてほしい。

(4) 小委員会における主な意見

- ① 業から外す必要性について**（現行の動物取扱業の「展示」業から、動物園及び水族館を外す必要性はあるか。）
- ア) 緩和しないで現状のままとすべき（違法行為等がある動物園がまだ存在する等）。「動物園とは」という定義等が定まった後の議論とすべき。
- イ) 緩和する必要はない。ペットショップと同じ位置づけが不満との考え方では緩和する必然性があると言えない。
- ウ) 緩和する必要はない。博物館法は飼育基準の定義や動物福祉については一切述べられていない。現状でも業者が遵守すべき細目が守られていない動物園があり、業の登録が不要となれば、動物の取扱いに疑惑が生じかねない。
- エ) 緩和することには反対である。動物園業界がリーダーシップを持って、展示動物の基準を周知徹底させていくという役目を担ってもらいたい。
- オ) 緩和することには反対である。ふれあい展示にはもっと厳しい衛生管理基準が必要である。動物園では、飼育のプロが関わっていないような動物の姿を頻繁に見ている。
- カ) 緩和する必要はない。動物園・水族館を規制する法律が他にない現状では、業登録は必要である。
- キ) (社) 日本動物園水族館協会は、様々な業界の話を聞いた限りでは、しっかりと組織体であり、この分野でリーダーシップを発揮し得る可能性のある組織体と認識している。更にこの組織を強化して、不適当な動物園等を指導、助言する組織体になってほしい。必ずしも「規制強化」が我が国のこの分野に対して発展につながるかどうかはちょっとと思いがたい部分もある。
- ク) EUの動物園指令の中には、動物園の使命は生物多様性の保全に寄与するということが明確に打ち出されている。日本に動物園法がない以上ここから外すことはできないが、現行の動物愛護管理法の中にやはり生物多様性の保全という言葉を入れることによって、動物園の活動も評価され、またより認知度が高まっていくように思う。

ケ) 外すべきと考える。これから動物愛護管理法の規制を強めていかなければならないときに、安心できるところはなるべく外していくという現実的な対応のほうが、全体として能率よく、この動物愛護管理法を貫徹させることができると考える。

② 現行の登録制での規制について（仮に外す必要性がない場合、現行の登録制を維持することでよいか、あるいはあらたに届出制等のカテゴリーを設けるのか。）
(これまでのところ議論なし)

③ 外す（緩和する）基準について（仮に外す（緩和する）場合、どのような基準に基づき外すのか（公的施設、博物館法、協会の会員）。）

- ア) 登録を外せるところはなるべく外してもいい。例えば、国又は地方自治体が設置した施設、博物館法第22条第1項に規定する施設など。
- イ) 外すとしても、「国公立かつ博物館かつ協会会員」に限るべき。

14. 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）

（1）主な論点

- ① (社)日本動物園水族館協会の加盟園館又は動物病院※については、法第22条に規定する動物取扱責任者の選任の義務規定を外すことは可能か。
※ 動物病院は、ペットホテルを併設している場合、動物取扱業者（保管業）となっている。
- ② 上記①で外すことが不可な場合、「研修」の受講義務を外すことは可能か。
- ③ 動物取扱責任者に対して年1回の研修を義務付けているが、3年に1回や5年に1回などのように緩和することが可能か。
- ④ 上記③の緩和が可能な場合、代替措置は必要か。また代替措置の内容は。
- ⑤ 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

（2）動物取扱責任者研修の緩和に係る主な問題点等

- ・ 動物園・水族館や動物病院については、獣医師等の専門家が動物取扱責任者になっていることが多い、一方でこれらの専門家は同研修会の講師を努めていることも少なくないことから、これらの専門家に対しては同研修会の受講義務は負担とも考えられる。
- ・ 「年1回（以上）」の受講義務とはいえ、動物取扱責任者を数百人以上抱えている自治体にとって、年に複数回研修を開催したとしても未受講者が残り、個別指導していることも多く、毎年の自治体の業務負担が大きい。

（3）ヒアリング等における主な意見

- ・ 法第 22 条に規定する動物取扱責任者の要件は、種別ごとに半年間以上の実務経験があること、1年以上教育する学校などを卒業していること、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的試験による証明を得ていることなどが挙げられているが、動物園・水族館の業務を行っていく上でこの要件を満たす職員は不可欠なため、当協会の加盟園館には動物取扱責任者は不要としてほしい。

(4) 小委員会における主な意見

① 責任者の選任規定について ((社)日本動物園水族館協会の加盟園館又は動物病院については、法第 22 条に規定する動物取扱責任者の選任の義務規定を外すことは可能か。)

- ア) 動物病院の義務規定は外してほしい。ペットホテルを併設しているところは当然入院もやっている。
- イ) 動物病院を経営する獣医師がペットホテルやカフェを経営する場合、病院に併設する場合のみ不要とするか、別の場所にこれらを設置する場合も不要とするかなど、議論が必要である。
- ウ) 動物病院を経営する獣医師が全責任を負うのであれば、病院に併設したふれあい施設、販売施設については、外すことが可能と思われる。

② 責任者の研修受講義務について (上記①で外すことが不可な場合、「研修」の受講義務を外すことは可能か。)

- ア) (社)日本動物園水族館協会加盟園館の動物取扱責任者は受講不要である。
- イ) 研修の受講義務を外すか外さないかとか、この義務規定をどうするかということよりも内容とその内容を誰が決め、誰が話すか、そしてその現場に行くときは何を知らないといけないか、というあたりが課題と考える。大変言いにくいけが、動物園関係者も含めて動物の世界でプロと語っていらっしゃる方々の情報レベル、特に時事問題等に関する情報のレベルは非常に低いと思っている。
- ウ) 動物病院の獣医師に対し、ペットショップの方と同じ内容を同時に伝える必要があるかというはある。緩和するやり方の一つとして、例えば獣医師会等の公益法人を通じてその講習をやるとすると情報の密度が全然違ってくるわけであり、そのへんの工夫があるとよい。一律であれば反対である。
- エ) 獣医師には様々な研修や講習があるので、例えば農水省あるいは獣医師会等と連携し、講師を担っていただくなどの代替法の実施が可能ではないか。
- オ) 業界全体のレベルが、規制緩和できる状態にはないと認識している。動物病院については、本質的には動物の病気を治すところで、法令とか動物の福祉等に詳しいというわけではないので、やはり外すというより希望者はいつでも受けられるという形にしておいたほうがいい。

③ 研修回数の緩和について（動物取扱責任者に対して年1回の研修を義務付けているが、3年に1回や5年に1回などのように緩和することが可能か。）

ア) 自治体の回数負担が大きいと考えられる。外部の講師を呼んで研修を行っている県と、保健所職員が手弁当でやっているところもあると思われるが、手弁当でやっているようなところに、我々のような専門家ももっと積極的に関わって、その自治体の担当者の精神的な企画・立案の負担を軽減していくことで、受講者も増やしていくと考える。

イ) 3年に1回等に減らせば、行政の負担はかなり楽になる。

ウ) 受講者の立場で言うと、乗馬クラブの方や動物園の方などいろいろな方がいるので、講習テーマの選び方などにも工夫が必要。

エ) 受講頻度を減らしていいが、法改正時など制度が新たになった場合は全員受講させる。

④ 研修回数の緩和にあたっての代替措置について（上記③の緩和が可能な場合、代替措置は必要か。また代替措置の内容は。）

ア) 新たに動物取扱責任者になった者はその都度、又は法令が改正になった時は全員受講することとし、希望者も受講していいこととする、又筆記試験により一定の知識を習得していると認められた者は2年に1回の受講でいいことにする、などが考えられる。

15. 販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務事項の緩和の検討）

（1）主な論点

- ① 施行規則第8条に基づく販売時説明義務の緩和（説明項目の省略）は可能か。また緩和する必要性はあるか。
- ② 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

（2）販売時説明義務の緩和に係る主な問題点等

- ・ 販売時説明義務は、現状では哺乳類・鳥類・爬虫類に対して種の区別無く一律にかかっているが、小鳥や小動物等の販売時に、犬や猫における説明時間と同様の時間をかけることは営業上困難とも考えられる。

（3）ヒアリング等における主な意見

- ・ 販売時の顧客への説明については、犬・猫のように1時間とか2時間とかの説明は、小動物で500円、1,000円で販売している動物についてはこれを同様に行うことは困難。
- ・ また、例えば、生産地の問題では、小鳥を最初5、6羽仕入れて同じカゴに入

れて、その後1羽売れ残ったら、そのカゴに他の産地の鳥を入れると産地が区別できなくなるので別のカゴで管理しなければいけない状況。これを改善してほしい。

(4) 小委員会における主な意見

- ① 販売時説明義務緩和の必要性について** (施行規則第8条に基づく販売時説明義務の緩和(説明項目の省略)は可能か。また緩和する必要性はあるか。)
- ア) 生体販売市場で、安価なハムスターなどが粗雑に扱われていた。また、外来生物の問題が各地で発生しており、販売時の説明は重要である。説明義務は強化すべきで、緩和はないと考える。
 - イ) 別添2のとおり、緩和できる部分は少ないと考える。小鳥に関しては、手乗りなどの場合非常に幼齢で販売される。その場合、生体の体重等も必要になってくるので、鳥に関しては種類や売られる状態によってはやはり説明が必要と考える。
 - ウ) 「生産地等」の表記を、生産国などの少なくとも外国か国内か、外国であれば国名を明記することや、捕獲されたものかどうかを明記してあればよいかもしだれない。
 - エ) この生産地は一番重要なところだと考える。野生の小鳥、鳥類の場合には、やはり原産国、国内繁殖の有無をきちんと明記させるべき。生産地や生産者の情報など、トレーサビリティの観点から、むしろさらに厳しくし、きちんと明記させるべきである。
 - オ) 時間をかけなくてもよいので、場合によっては、文章のみで口頭説明を省略する項目があつてもいいと思う。記されていることが飼い主にきちんと情報として伝わっているかどうかが重要。
 - カ) 18項目のうち、小鳥、小動物、爬虫類に関しては、説明が少ない部分があつてもいいと考える。販売時説明状況の台帳は、小鳥、小動物、爬虫類に関しては、5年間保存すべきところを2年間保存くらいに短縮していいと考える。
 - キ) ハムスターの肥満が問題になることがあり、標準体重の説明を省略すべきでない。小動物の寿命が延びてきており、小動物の飼い方によっては従来の考え方とはずいぶん異なってきていると考える。
 - ク) 販売時説明状況の台帳は、小鳥、小動物、爬虫類に関しては、5年間保存すべきところを2年間保存くらいに短縮していいとの発言があったが、これには反対である(どのような動物が取引されて輸入されてきているとか、取引の重要な記録であり、5年保存は業者自身にとってもメリット。)。

16. 登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）

(今後議論の予定。)

(なお、「業種追加の検討（実験動物生産業者）」の課題については、今後課題として取り上げる予定の「実験動物の福祉」の項目において併せて議論を行う予定。)